

# ひめじ農業委員会だより



## 第94号

平成26年(2014年)6月発行

編集・発行 姫路市農業委員会

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地  
TEL.079-221-2822 FAX.079-221-2809



池内会長 大阪府農業会議にて

2頁

- 農業委員の改選の年です
- はなのまちづくり育成事業
- 姫路市賃借料情報

3頁

- 女性農業士  
～花岡裕子さん
- はやしだ早旬農林漁業まつり
- 講演・来訪
- 農地転用・農地相続
- 納税猶予適用農地の適正管理



香寺町田野 花岡農園



4頁

- 認定農業者紹介  
～北川 友喜人さん
- 農事相談室
- 農業者年金の現況届はお早めに
- 安心できる農地の貸し借り
- 事務所移転のお知らせ



安富町名坂 安富フラワーガーデン



# 今年 は 農 業 委 員 の 改 選 の 年 で す

## ◆ 農 業 委 員 会 に つ い て

地域の農業振興のために、市町村に設置されている行政委員会です。姫路市には46名の農業委員がいます。

## ◆ 農 業 委 員 会 の 業 務

- ・ 農地法に基づく許認可など
- ・ 地域農業の振興を図るための活動
- ・ 農業施策に関する意見の公表、市長への建議など

## ◆ 農 業 委 員 の 身 分 ・ 活 動

- ・ 非常勤の地方公務員です。
- ・ 月数回の会議に出席したり、農地パトロールなどを行います。
- ・ 月一回の農事相談を行います。

## 農 業 委 員 の 選 挙 に つ い て

農業委員の任期は三年間で、現在の農業委員は7月31日に任期満了となります。

【立候補予定者説明会】 6月3日(火)

【告示日】 6月29日(日)

【選挙期日】 7月6日(日)

（選挙権・被選挙権がある人）

次の全てを満たし、農業委員選挙人名簿に記載のある人

- ① 姫路市内に住所のある人
  - ② 満二十歳以上の人（平成六年四月一日以前に生まれた人）
  - ③ 10アール以上の農地について耕作の業務を営む人、及びその人の同居（住民票上の同一世帯）の親族又は配偶者で、年間60日以上耕作に従事している人
- （選挙管理委員会事務局）  
☎ 〇七九二二二二二八〇六

# は な の ま ち づ く り 育 成 事 業

姫路市では水田の有効活用を図るため、転作田にコスモス、菜の花、ヒマワリ等の田園景観作物やヒガンバナ等の畦畔保全作物を栽培し、地域の美しい景観の維持・管理を通して、市民交流の場を提供することを目的に「はなのまちづくり育成事業」を行っています。

この事業等を活用して、市内各地でコスモスマツリ、菜の花まつり等が開催されており、平成二十六年度については、新たに世界遺産姫路城マラソンが開催されることから、マラソンコース周辺農地で本事業の活用を推進しています。

農区で花を植えてみたい、花を通して市民交流の場を提供したいなどご要望があれば、ご相談ください。

### 【対象者】

農区・営農組合等又は農業者により組織された団体。

### 【対象農地】

- (1) 地権者又は耕作者の同意が得られた転作田の農地又は、畦畔であること。
- (2) 幹線道路沿い又は公共施設周辺の周辺で、概ね50アール以上の団地を形成していること。

※要件を満たされた場合、はなの種子・苗、PRのぼり等を配付いたします。

## 姫 路 市 賃 借 料 情 報

平成25年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりです。

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数(賃貸借)	参 考(使用賃借)
旧 姫 路 市	6,800円	15,000円	2,900円	73筆	710筆
旧 夢 前 町	8,000円	10,000円	3,000円	5筆	254筆
旧 安 富 町	—	—	—	0	74筆
旧 香 寺 町	3,800円	6,500円	3,000円	69筆	196筆
姫路市全域	5,400円			147筆	1234筆

\*①データ数は、集計に用いた筆数です。  
 \*②標準的な水準を算出するため、区分毎に、全賃借料データの平均値±(平均値×70%)を超えるものを除いています。  
 \*③旧安富町地域は、データ数不足(5件未満)のため算出していません。

お問  
合せは

農政総務課

☎ 079-221-2476

市内事業実施農地(菜の花)



向かって左が裕子さん、右が夫の邦敏さん

# 女性農業士

## 花岡農園 花岡裕子さん

香寺町田野。花岡農園では三月〜五月中旬までいちご狩りを楽しむことができます。摘み取ったいちごは量り売りされており、その場で食べることもまた持ち帰ることも出来ます。こちらの農園ではいちごを高設栽培しているため車いす使用者でもいちごの摘み取りを体験できることが評価され平成十八年には「ひょうごユニバーサル社会づくり賞」の知事賞を受賞されています。

花岡裕子さん(61)はいちごの栽培からジャムやシャーベットの加工販売まで手がけており、兵庫県の女性農業士として認定されています。兵庫県では、農漁業の振興と農漁村青年の育成に指導的な役割を果たしている女性農業者のリーダーを「兵庫県女性農業士・女性漁業士」として認定しています。

姫路市では四名が女性農業士に認定されています。

# 講演・来訪

## 朝来市で講演

七月二十六日 大塚正稔農地部会長が「農業委員として、人・農地プラン作成への関わり」について朝来市で講演しました。

## 大阪府農業会議で講演

二月二十七日 池内宏行会長が人・農地プランの先進事例として姫路市の取り組みについて大阪府咲洲庁舎で講演しました。

## 東京都農業会議が来訪

十月二十八日 東京都農業委員会会長等 63名が「姫路市農業委員会活動」について視察研修に来られました。

## 愛知県阿久比町農業委員会が来訪

二月三日 阿久比町農業委員会 17名が「香寺町行重地区の人・農地プラン作成」について、視察研修に来られました。

## 山口県下松市農業委員会が来訪

四月二十四日 下松市農業委員会 16名が「姫路市農業委員会活動」について、視察研修に来られました。

### 農地の転用には、許可・届出が必要です

農地を転用する場合は、市街化区域以外の地域は許可が、市街化区域の地域は届出が必要です。

### 農地を相続したら相続届を

農地を相続した場合、農地の所在する農業委員会に相続届を提出する必要があります。

### 納税猶予適用農地は 適正に管理しましょう！

納税猶予の適用を受けた農地について営農されていない場合、納税猶予が打ち切られます。猶予されていた税とともにその期間の利子税も合わせて納付しなければなりません。雑草が繁茂している場合はもちろん、農作物の栽培形跡が見られない場合も営農しているとは見なされませんので、十分ご注意ください。

## はやしだ早旬農林漁業まつり



平成26年2月2日(日)はやしだ早旬農林漁業まつりが、はやしだ交流センター「ゆたりん」にて行われました。多数の来賓を迎え、姫路市消防音楽隊の演奏で開幕されました。参加者と入場者を合わせて約1万8千人の人出で、ゆたりん広場も人、人、人、また本館においても同様の大混雑で、販売コーナーは早々に品切れが出るほどの大盛況でした。

このような盛大なふれあいの催しを通して人と人、地域と地域の輪が広がっていくことの素晴らしさを感じました。

(農業委員 矢羽 稔)

認定農業者紹介  
北川 友喜人さん



向かって右が北川さん、左が進藤委員  
安富フラワーガー

安富町名坂。林田川沿いに並ぶビニールハウス群では一年を通して様々な花が咲いています。栽培しているのは北川友喜人さん(59)。県内でも数少ない花農家を営んでいます。

現在はガラスハウス七棟、ビニールハウス十五棟で、奥さんと二人の弟さん夫婦、五人の従業員と共にバラを中心にユリ、カーネーション、スターチスなどを栽培しています。



丁寧に育てられた花は週に三日、なにわ花市場に出荷しています。「前日にネット上に出荷情報を流すと翌日市場に品物が到着するまには買い手が決まっているんですよ。」との話に時代の流れを感じました。

近年は輸入花が増加傾向にあるため、国内の生産者には厳しい時代ですが、長時間の輸送に向かない花、大量生産にはない特徴ある花など時には市場から要請を受けて栽培します。

ハウス内を案内しながら生産者として花への思いを熱く語る姿がとて印象に残りました。(農業委員 進藤 保)

**★事務所移転のお知らせ★**

農業委員会事務局は  
5月7日より  
市役所本館9階に  
移転しました。

**農事相談室**

月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
日	4日	2日	6日	3日	1日	5日	3日
曜	水	水	水	水	水	水	水

◎原則、第1水曜日 午前10時～12時

農地の売買、貸借関係、相続税等納税猶予など、お気軽にご相談ください。  
※事務手続きなどのご相談は、これに限らず随時受け付けています。

【場所】 農業委員会室（姫路市役所 本館9階）  
お問合せは 農業委員会事務局 TEL 079-221-2823

- 【編集委員】
- 池内 宏行 会長
  - 浅見 輝男 農政部長
  - 進藤 保 農政部長職代
  - 山里 喜久 委員
  - 小笠原康良 委員
  - 加納 寛 委員

**安心できる農地の貸し借り【利用権設定】**

利用権で設定した契約期間が過ぎると、離作料の問題は発生せず農地が所有者に返ってくるため、安心して貸し借りができます。

【対象】 市街化区域外の農地  
【期間】 原則3・6・10年 のいずれか  
【公告時期】 年3回 5/15 (3/10までの申込分)  
11/15 (9/10までの申込分)  
※借り手が大規模農家の場合  
7/15 (5/10までの申込分)

【お問合せは】 農政総務課 TEL 079-221-2476

**農業者年金の現況届けはお早めに**

農業委員会または最寄りの市役所出先機関に提出してください。